

足立区民有地の不法投棄対策支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民有地(事業用地を除く。)に不法投棄された被害者への支援を、足立区(以下「区」という。)が直接行うために必要な事項を定め、東京オリンピック・パラリンピックに向けてのおもてなし、ビューティフルウィンドウズ運動推進による犯罪抑止を目的としたきれいなまちの実現を図る。

(定義)

第2条 この要綱において「不法投棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項の廃棄物であって、みだりに捨てられた状態にあり、かつ、何人が捨てたか特定できない状態のものをいう。

(処理対象要件)

第3条 足立区長(以下「区長」という。)は、次の各号の全てに該当すると認められる場合、予算の範囲内で民有地(事業用地を除く。)における不法投棄物を処理することができる。

- (1) 土地又は建物の管理者(以下「管理者」という。)が当該廃棄物を不法投棄された被害者であること。
- (2) 当該廃棄物が不法投棄物であると判断できること。
- (3) 当該廃棄物を不法投棄された管理者が柵、塀、看板又は防犯カメラの設置、定期的な見回りの実施等再発防止策を講じる予定であること。
- (4) 当該廃棄物を不法投棄された土地の状況が足立区生活環境の保全に関する条例(平成24年足立区条例第39号)第2条第3号の不良な状態にないこと。

(現場確認)

第4条 区長は、区内の民有地(事業用地を除く。)の管理者から廃棄物を不法投棄された連絡を受けた場合、当該民有地(事業用地を除く。)の管理者の立会いのもと、現場確認を行うものとする。

2 区長は、前項の現場確認において、民有地(事業用地を除く。)の管理者から不法に投棄された経緯及びその状況並びに当該土地等に関する再発防止策の計画について聴取する。

3 区長は、現場確認に際し、不法投棄者の特定が可能な場合に証拠類の保全等を行い、警察への協力に努めるものとする。

(処理の決定)

第5条 環境部生活環境保全課長は、現場確認を行った結果、第3条第1号から第4号の各号全てに該当すると判断した場合、予算の範囲内で当該不法投棄物を処理するものとする。

(委託)

第6条 区長は、この要綱に基づく私有地(事業用地を除く。)における不法投棄物の処理の一部又は全部について、事業者に委託することができるものとする。

(周知及び協力要請)

第7条 区長は、本要綱に基づく不法投棄物の処理を効果的に行うために、区民に必要な周知を行うとともに、通報協力を要請するものとする。

(処理実績の集計及び公開)

第8条 区長は、この要綱に基づき行った処理の実績を毎月集計し、集計結果を公表するとともに5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については区長が別に定める。

付 則(29足環活発第1446号 平成30年2月9日 区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 区長は、この要綱に基づき実施する事業をオリンピック・パラリンピックが開催されるまでの3年間の限定モデル事業とし、この要綱の施行の日から3年間を経過した場合において、当該事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

足立区不法投棄指導員設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、足立区非常勤職員規則(昭和 6 1 年足立区規則第 2 号)に規定するもののほか、足立区不法投棄指導員(以下「指導員」という。)の任用、服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第 2 条 指導員は、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤の特別職とする。

(職務)

第 3 条 指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 足立区廃棄物の不法投棄防止及び処理に関する要綱(2 7 足都道発第 6 3 4 0 号 平成 2 8 年 2 月 5 日 区長決定)及び足立区民有地の不法投棄対策支援要綱(平 2 9 足環活発第 1 4 4 6 号 成 3 0 年 2 月 9 日 区長決定)に基づく不法投棄物の処理に関すること。

(2) 足立区生活環境の保全に関する条例(平成 2 4 年足立区条例第 3 9 号)に基づく施策を実施した不良な状態にある土地又は建築物(以下「土地等」という。)について、ごみの堆積、樹木の越境又は雑草の繁茂の有無を確認する定期巡回を行うこと及び土地等の所有者を確定するために登記所調査を行うこと。

(3) その他、所属長の命ずる職務

(任用)

第 4 条 区長は、前条に規定する職務を遂行するため、廃棄物処理についての知識及び経験を有する者の中から選考し、任用する。

(任用期間)

第 5 条 指導員の任用期間は、1 年以内とする。

2 年度途中において任用した場合の任用期間は、当該年度の 4 月 1 日に任用したものととして算定する。

3 区長は、勤務実績等を考慮のうえ、4 回を限度として更新することができる。

(勤務形態)

第 6 条 指導員の勤務形態は、次のとおりとする。

(1) 週における勤務時間は、1 週 3 0 時間以内とする。

(2) 1 日の勤務時間は、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分までの 7 時間 3 0 分とする。

(3) 月の勤務日の割振り及び休務日の指定については、前月末までに所属長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しいときは、所属長がこれを定

めることができる。

(勤務場所)

第7条 指導員の勤務場所は、生活環境保全課とする。

(休憩時間)

第8条 指導員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しいときは、所属長がこれを定めることができる。

(休日)

第9条 指導員の休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日までの日

(5) 月曜日から金曜日のうち、あらかじめ所属長が指定する一の曜日

(服務)

第10条 指導員は、職務の執行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) その職の信用を傷つけ、又は足立区職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(3) 所属長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い職務に専念すること。

(職員証)

第11条 指導員は、職員証を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

(解職)

第12条 指導員が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、区長はその職を解くことができる。

(1) 勤務の成績が良くないとき。

(2) 自己の都合により解職を申し出たとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 第10条に規定する遵守事項に違反したとき。

(5) その他、職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(6) 事業の縮小若しくは予算の減少その他やむを得ない事由により廃職又は過員を生じたとき。

(年次有給休暇等)

第13条 年次有給休暇(以下「休暇」という。)については、足立区非常勤職員規則(昭和62年足立区規則第2号)の定めるところによる。

2 休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1

時間を単位として与えることができる。1時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、一日当たりの平均勤務時間をもって1日とする。

(慶弔休暇)

第14条 指導員が、次の各号のいずれかの事由に該当し、所属長が必要と認める場合は、常勤職員の付与日数の4分の3の範囲において、勤務を免除することができる。

(1) 親族が死亡したとき。

(2) 結婚するとき。

(公民権の行使)

第15条 指導員が、選挙その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、所属長は必要と認める範囲内で有給の休暇を与えることができる。

(報酬及び費用弁償)

第16条 指導員の報酬の額は、186,000円とする。

(報酬の減額)

第17条 指導員が、定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない時間について報酬を支給しない。

2 1日又は時間単位の減額金額は、次により算出する。ただし、月の全部を勤務しないときは報酬月額等を減額する。

(1) 日単位 報酬月額×12÷52÷週勤務日数

(2) 時間単位 報酬月額×12÷52÷週勤務時間数

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当し、所属長が必要と認める場合は、報酬の減額を免除することができる。

(1) 第14条に定める慶弔休暇

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断又は隔離

(3) 風水害、震災、火災等の非常災害による交通遮断

(4) 風水害、震災、火災等の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊

(5) その他交通機関の事故等の不可抗力による原因

(6) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づく事務若しくは事業の全部又は一部の停止

(公務災害等の補償)

第18条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第19条 指導員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70

号) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(健康診断)

第20条 指導員に定期健康診断等を実施する。

(細則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所属長が別に定める。

付 則(29足環活発1451号 平成30年2月9日 区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

足立区不法投棄通報協力員設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は足立区不法投棄通報協力員(以下「協力員」という。)の設置に必要な事項を定めることにより、不法投棄の未然防止及び早期解決を図り、もって区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「不法投棄」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 16 条の規定に違反してみだりに廃棄物を捨てる行為をいう。

(職務)

第 3 条 協力員は、不法投棄の現場又不法投棄された廃棄物を発見した場合、速やかに「不法投棄 110 番」に通報するものとする。

(登録)

第 4 条 足立区長は、協力員の活動を希望する者から申請があった場合、名簿に登載するものとする。

(抹消)

第 5 条 区長は、協力員が次の各号のいずれかに該当とするときは、前項の名簿から抹消することができる。

- (1) 協力員から辞退の申出があったとき。
- (2) 協力員としてふさわしくない行為があったと認めたとき。

(定数)

第 6 条 協力員の定数は特に定めない。

(任期)

第 7 条 協力員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第 8 条 協力員は、無報酬とする。

(庶務)

第 9 条 協力員に関する庶務は、環境部生活環境保全課において処理する。

付 則 (29 足環活発第 1454 号 平成 30 年 2 月 9 日 区長決定)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。